

法令遵守と必要書類作成のポイント

…自立支援型ケアプラン作成の基本を再確認！…

平成 29 年 12 月 25 日 (月) 13:30 ~ 16:30

会場：横浜市金沢区役所

一昨年の 9 月に引き続き、あたご研究所の後藤佳苗先生の研修が区役所で開かれ、今回は「法令遵守と必要書類作成のポイント～自立支援型ケアプラン作成の基本を再確認～」というテーマで行われました。前回いろいろな面で、気づかされることの多い研修でしたが、今回もベテランの方は普段の業務を見直す機会となり、新人の方は業務の中では、なかなか確認することができない法令について学ぶ事ができました。

始めに法律・法令・条例では、運営基準・解釈通知についてのお話があり、具体的な例として、受給資格の確認の際、サービス事業所に被保険者証のコピーを渡すかどうかというクイズがありました。後藤先生からは、運営基準第 7 条には「その者の提示する被保険者証によって、…確かめるものとする。」とあるように、保険証のコピーは「渡せない」が正しいことを理解した上で、「渡す」のは利用者の権利を擁護するためであることを再確認してもらうことが求められるという解説がありました。個人情報の保護の観点からのお話もあり、業務の中で十分に配慮して行っているつもりでも、法令や条例を十分に理解した上で業務を行わなければいけないということに気づかされるお話でした。



次に介護支援専門員の定義と義務、居宅介護支援の報酬・基準について、平成 30 年度に行われる診療報酬・介護報酬改定についてのお話がありました。入院時情報連携加算や退院・退所加算について変更があること、厚労省のサイトに書式の様式例があることなど、最新の情報を知ることができました。

最後にケアマネジメントの定義と過程の中では、ケアマネ業務やケアプランの作成時の注意点などを法令に照らし合わせながら、具体的な例を挙げて、わかりやすく講義してくださいました。

日常の業務の中で、法令遵守がいかに重要か、根拠となる法令や条例に目を通すことが必要かを改めて認識できた研修でした。



住み慣れた地域で 人生の最後まで過ごせる社会を目指して 死を前にした人に あなたは何ができますか？

平成 30 年 2 月 7 日 (水) 19:20 ~ 21:00

横浜市立大学 八景キャンパス カメリアホール

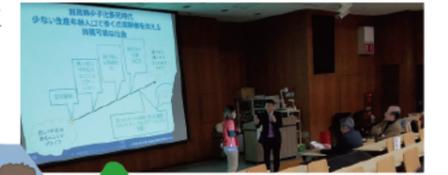
瀬谷区 めぐみ在宅クリニック 院長 小澤竹俊先生を迎え、多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成研修が行われました。1970 年から 2040 年は若い人が減り高齢者の増加により、超高齢少子化多死時代に入るとお話がありました。

その時何ができるのか？人生の最終段階を迎えた人の表情をよく見ると何をしたいのかが分かり、それを言葉にしてあげることで苦しみを分かち合うことができる。

会話困難な状況においても、苦しみを理解することが、苦しむ人にとっての喜びとなるというお話がありました。

スライドでは終末期、会話が困難な方に、息子さん言葉かけ穏やかになるシーンがありました。

「理解したと思った時、相手の話を聞かなくなる」との先生の言葉に、改めて傾聴の大切さを感じ理解者にならなければと感じました。



バスツアー

平成 30 年 2 月 4 日 (日)

小田原でちくわ作り体験と梅まつり

美人バスガイドさんの楽しいおしゃべりで♪発車～オーライ♪バスは一路小田原へ！今年もセレモホール富岡の上野様のご協力で、バスを出していただきました。ちくわ作り体験では皆さん真剣な面持ち、竹にうまくタネを巻きつけるのが難しく？それぞれの個性が出た形になりましたが、焼きたての味は最高！！

梅には少し早かったのですが、花より団子で“えれんなごっそ”のバイキングは大満足。

お土産は上野様のお勧めの干物店～安くて皆さん大喜び。一日盛りだくさんで、賑やかなツアーでした。

